

【会議録】 実施日時：令和5年1月30日（月）14:00 から 15:30 まで

会議名	令和4年度越谷市労働報酬等審議会第2回会議	実施場所	中央市民会館5階第8会議室
件名／議題	1 開会 2 議事 (1) 協議事項 手元・見習い等に係る労働報酬下限額について 3 その他 (1) 審議会の今後のスケジュールについて (2) 報酬等の支払いについて (3) 議事録の確認について 4 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、戸石委員、斉藤委員 事務局 契約課：大熊課長、並木調整幹、小松主任		
会議資料	・会議次第 ・【協議事項】手元・見習い等に係る労働報酬下限額について【資料1】		
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり		

合意・決定事項等

- ・「手元」については特例の対象外とする方向で検討する
- ・「見習い」について事業者間の共通認識を得られるよう、定義や説明書きを追加することを検討する
- ・「年金」に係る特例を廃止した場合の影響について今後調査を行う。

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開式。

議事（1）協議事項 手元・見習い等に係る労働報酬下限額について（資料1）
（事務局）

[定義]

- ・見習い・手元として従事する労働者と、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者については、設計労務単価から定める労働報酬下限額とは、別に例外として下限額を設定している。

[経緯]

- ・見習い・手元の労働者に通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となる恐れがあることや、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、雇用機会の減少を招くなど、労働者にとってかえって不利益となるおそれがあることなどの理由から、設計労務単価にある職種とは別に例外として、下限額を定める必要があるとの意見があり、条例制定以降、毎年下限額を特例として定めている。

[現在設定している下限額単価]

- ・軽作業員の労働報酬下限額を基準として、その下限額の80%として設定しており、現時点で1,350円で設定している。設計労務単価の上昇と共に、下限額も年々上昇している状況である。

[開会理由]

- ・令和4年3月の審議会の合意・決定事項等として、下記事項を引き続き議論することとしたため、ご検討いただきたい。

①年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等の下限額の必要性の有無

②見習い、手元等として従事する労働者等の下限額について、一律で軽作業員の80%として設定してよいのか、各職種に応じておこなうべきではないか等の下限額設定方法について

[市の単価水準について]

- ・軽作業員設計労務単価の72%で下限額を設定しており、見習い手元、年金受給の下限額を特例的に設定している自治体の中で1番高い水準で設定している。

[履行状況報告書における見習い等の状況]

- ・建設工事の対象案件については、毎年20件前後発注している状況だが、例年1件程度の案件において、見習い・手元及び年金受給者への支払いが履行状況報告書上で報告されている。

[審議内容]

見習い・手元等として従事する労働者、又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額について、現在より高く設定するのか、低く設定するのか、また現状維持とするのか、についてご協議をいただきたい。

【労働報酬下限額の説明に関する意見等】

○見習い・手元について

見習い・手元を区別する

- ・見習い・手元自体の定義が曖昧である。
- ・手元は「作業の補助を行う者」という、役割としての意味合いが強く、「習熟度・経験年数が低い作業員」という意味の見習いとは異なることから、見習いと手元を一つにまとめることは誤解を招く。
- ・手元は作業の補助を行うことから、その日その作業で手元として従事する可能性があり、日によって変わるため、実際の現場において、手元（作業の補助を行う）であるため、賃金が低くなるということはない。
- ・手元は軽作業員として行っていることが実際の現場では多い。
- ・国土交通省の設計労務単価の調査において、手元を調査の対象から外している理由は、例えば型枠工でも補助的な役割のみを行った場合に、型枠工として分類されると実態と合わなくなるからではないか。そうすると下限額を定める必要がない。
- ・手元を廃止し、「見習い（試用期間）」と名称を変更すれば良いのではないか。
- ・試用期間については、各社それぞれの判断となることから、定義づけが難しい。
- ・受注者間で「見習い（試用期間）」の認識が一致していない恐れがある
- ・見習いを定義したとして、国の設計労務単価で定義していない中、市が独断で定義して支障は出ないか。
- ・アンケートの際に、「見習い」を各社がどう考えているかわかるように取り方を工夫すべき。

現状を維持

- ・下限額を撤廃することは、雇止めにつながることを懸念される。
- ・受注者向けアンケートのとおり、実態としてどの現場にも見習い労働者は存在するため残す必要がある。
- ・軽作業員の下限額を適用してしまうと月換算で29万円程度の賃金の支払いが義務付けられることから、新人としては割高な賃金水準となる。

下限額の設定をしない

- ・ 公契約条例対象案件において、普通作業員として雇っている労働者に対し、下限額未満の賃金を支払うことは条例違反となるが、現在のように見習いの定義があいまいな状況では、当該労働者を受注者の判断において、下限額の低い見習い・手元労働者として計上し、下限額以上は支払っている状態にすることは可能であり、結果として公契約条例の抜け道となる恐れがあるのではないか。
- ・ 人材不足のため、試用期間の労働者と正職員に賃金差はほとんど無い。

【設定の方向性（意見）】

- 見習い・手元等の下限額設定を全て撤廃する必要はない。
- 作業の補助をする者は手元として扱うことから、熟練者が補助作業を行う場合でも手元として扱うこともあり、下限額を設定すること自体が実態にそぐわないのではないか。
- 手元の下限額設定を廃止する場合でも、見習いについては、その定義を調査したうえで慎重に検討する。
- 見習いについては、定義が曖昧であることから、下限額の職種適用の際の抜け道として使われないように、定義を明確にするべきである
- アンケートの際に、何をもちいて見習いと判断できるか労使双方でイメージを明確にする必要がある。

【残す場合の基準について（意見）】

- 現行通りとする
現行の見習い手元等の下限額で月換算をすると月給 23 万円程度となる。撤廃した場合、軽作業員の下限額が適用されるが、当該下限額を月換算した場合、月給 29 万円となり、見習い労働者の賃金としては割高となるため、現行の下限額は妥当である。ただし、見習いを定義していないことから、5年勤続している労働者でも、受注者の判断により、見習いとして計上することが可能であるため、見習いの定義を厳密に行うべきである。ただし、何か月まで、と明確にするのは非常に難しい

○年金受給者で支給額を調整している労働者の下限額について

下限額の設定を廃止する

- ・ 令和4年4月1日より、支給調整額が28万円から47万円に変更されたため、支給調整が必要な労働者は少なくなるのではないか。
- ・ 現行の特例的に低い下限額を廃止した場合でも、支給調整額には抵触しないことが予想されることから下限額の設定は不要である。
例)軽作業員月29万円+年金10万円でも47万円未満
- ・ 年金受給者で支給額を調整している労働者について、下限額の設定をしていない自治体もある。
- ・ 下限額を設定することで、賃金がかえって減少する恐れがある。
(1350円で良いと判断されかねない)

下限額の設定を残す

- ・ 労働者向けアンケートにおいて、調整している人が1人いるため、選択肢として残しておくべきである。
- ・ 現在調整している労働者への影響範囲がわからない。

【残す場合の基準について（意見）】

- 下限額の設定基準に関して、特に強い意見はない。

【見習い手元等に関する質疑】

Q. 見習い・手元の定義が曖昧ではないか。

A. 見習い・手元については作業内容、法令上明確な定義がないことから、統一的な認識が伝わりにくいと考えている。

Q. 見習い・手元等の下限額を設定していない自治体については、見習い・手元がいる状況を把握しているが、あえて対応していないということか。

A. 近隣の草加市も特例で下限額を設定していないが、見習い・手元等の労働者がいないのではなく、いたとしても通常と同じ下限額での支払い額となる。

Q. 草加市は見習い・手元を軽作業員として下限額を設定しているのか

A. それぞれの作業実態に応じて、それに対応した職種の下限額での支払いと認識している。

Q. 見習い・手元を設定していない自治体における見習い・手元の下限額は、作業に入る職種によるのか

A. 各自治体に詳細に調査は行っていないが、経験年数や業務の習熟度にかかわらず、一律に、作業実態に応じた職種の下限額を適用している。

Q. 見習い・手元等の言葉はどこから引用しているのか？

A. 設計労務単価の設定の際には、国土交通省と農林水産省の連名で行う公共事業労務費調査（国・都道府県・政令市等で発注している1,000万円以上の工事に対する実態調査を行っている）の調査要領の中で「見習い・手元等は原則として調査対象となりません」という表現があり、そこから引用している。

Q. 受注者向けアンケートは、労働者向けアンケートに含まれない受注者にもとっているのか。

A. 受注者向けアンケートは全ての市内事業者等を対象としている。一方で労働者向けアンケートは公契約条例の対象案件に従事する労働者にのみを対象としている。

Q. アンケートで下限額未満の金額であるとの回答は本来は条例違反ではないか？

A. 条例違反の疑いはあるが、アンケートの回答の前段で、回答内容によって調査にはいることはないため忌憚のない意見を回答するよう説明している。このため、本回答をもって事業者に対して調査に入ることは難しい

Q. 令和3年度の付帯意見に記載されている「見習い手元等～」の「等」はどこから引用

A. 国土交通省の賃金調査の表現上で「等」が入っているのでそのまま使用

Q. 市役所は定年が60歳、再任用は65歳までか？

A. その通りである。

【その他意見】

- ・ 事務局は下記の対応を行うこと

支給調整額制度関連

- ・ 年金の支給調整額の制度について現行の制度を確認し、次回以降の資料に掲載する。

アンケート関連

- ・ 年金調整等の特例的な下限額を撤廃した場合の影響について継続的に調査
- ・ アンケートの際に、年金受給額の調整を行っている労働者の調整方法の回答欄を下記のとおりチェックボックス形式にする

問 11 (問 10 で「調整している」と答えた方のみお答えください)
年金を満額受給するため、どのような方法で収入を調整していますか？
時給を下げている
労働時間を調整
その他 ()

結論

- ・「手元」については特例の対象外とする方向で検討する
- ・「見習い」について事業者間の共通認識を得られるよう、定義や説明書きを追加することを検討する
- ・「年金」に係る特例を廃止した場合の影響について今後調査を行う。

その他

- ・越谷市労働報酬等審議会第3回会議の開催は令和5年3月中旬開催予定。
- ・議事録の内容を後日各委員にご確認していただく。

閉会